



# 記入例(裏)

(裏)

1 医療費支給認定基準世帯員 (受診者と同じ医療保険に加入する者)

世帯員氏名	続柄	1月1日現在の住所所在地(※1)	個人番号																					
1 静岡 太郎	父	御殿場市	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	<input type="checkbox"/> 変更なし
2 静岡 茶美	母	御殿場市	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	<input type="checkbox"/> 変更なし
3 静岡 花子	本人	御殿場市	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	<input type="checkbox"/> 変更なし
4 静岡 蜜柑	妹	御殿場市	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	<input type="checkbox"/> 変更なし
5																								<input type="checkbox"/> 変更なし
6																								<input type="checkbox"/> 変更なし
7																								<input type="checkbox"/> 変更なし

2 1に記載した世帯員に指定難病又は小児慢性特定疾病の医療費助成対象者がいる場合は記入してください(現在申請中の者を含む)。

受給者氏名	種別(該当するものを○で囲んでください)	受給者番号
静岡 蜜柑	指定難病 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 小児慢性特定疾病	3 4 5 6 7 8 9
	指定難病 ・ 小児慢性特定疾病	

3 生活保護受給の有無について該当するものを○で囲んでください。  有  無

4 申請者の収入金額(※4)について記入し、収入がある場合は振込通知書等収入金額が分かるものの写しを提出してください。

収入の種類	1 年金 (障害・遺族・寡婦)	2 手当金 (特別児童扶養・障害・福祉)	3 その他 (障害一時金・障害給付金・障害補償)
収入金額	円	円	円

5 該当する階層区分

生活保護 ・ 低所得Ⅰ ・ 低所得Ⅱ ・ 一般所得Ⅰ ・ 一般所得Ⅱ ・ 上位所得

6 受療を希望する医療機関等(表面で書ききれなかった場合)

区分 (該当する区分を○で囲んでください)			医療機関等名 (支店名等がある場合は必ず記入してください)	所在地
病院	薬局	訪問看護		
診療所		ステーション等		
病院	薬局	訪問看護		
診療所		ステーション等		
病院	薬局	訪問看護		
診療所		ステーション等		

7 登録者証の交付の希望の有無について該当するものを○で囲んでください(※5)。  有  無

(注)

- ※1の1月1日現在の住所所在地は、1月から6月までに申請する場合は前年の1月1日在住の市区町村、7月から12月までに申請する場合は当年の1月1日在住の市区町村を記入してください。
- ※2の申請者は、受診者本人と異なる場合に記入してください。なお、受診者本人の場合は、氏名の欄に「本人」と記入してください。
- ※3の支給開始日は、指定医が「疾病の状態の程度」を満たしている日又は申請日から1か月前(やむを得ない理由により申請が行えなかった場合は最長3か月前)の日のいずれか遅い日を記入してください。なお、更新の場合は、原則記入不要です。
- ※4の収入金額は、1月から6月までに申請する場合は前々年の収入金額、7月から12月までに申請する場合は前年の収入金額を記入してください。収入金額がない場合は、0円と記入してください。
- ※5で「有」を選択した場合、市区町村がマイナンバーを用いた情報連携により、災害対策基本法による避難行動要支援者名簿等の作成事務において登録者情報を確認することがあります。

添付書類

- 小児慢性特定疾病指定医の診断書(医療意見書)
- 小児慢性特定疾病医療支援負担上限月額算定のために必要な事項に関する書類
- 現に医療費支給認定を受けている場合は、当該医療費支給認定に係る医療受給者証

患者と同じ医療保険に加入している方の個人番号を記入してください。

同じ医療保険の世帯に指定難病または小児慢性の受給者がいる場合は記入し、必要書類を提出してください。

提出する市町村民税課税証明書の市町村民税が0円の場合はご記入ください。

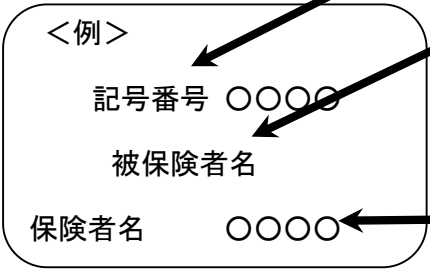
収入金額は、前年の収入を記入してください。

表面に書ききれなかった場合に、記入してください。

登録者証の交付の希望の有無を○で囲んでください。

## 健康保険証について

記号と番号に分かれている場合とそうでない場合があります。



国保(組合)は、患者本人です。  
組合・協会・共済の場合は、よく確認してください。

- 市、○○長 ⇒ 国保(組合)
- 国民健康保険組合 ⇒ 国保(組合)
- 健康保険組合 ⇒ 組合
- 全国健康保険協会○○支部 ⇒ 協会
- 共済組合 ⇒ 共済
- 上記以外 ⇒ その他